

むつ市風力発電施設等設置に関するガイドライン

平成29年6月2日制定

1. 目的

このガイドラインは、むつ市において風力発電施設及び施設設置に伴う送電線等の付帯設備（以下「風力発電施設等」という）の設置等に当たって、設置する者（以下「設置者」という）が遵守する事項、調整手続等を示すことにより、市民生活の安全・安心、環境保全及び景観形成の確保に資することを目的とする。

2. 対象となる施設及び地域

(1) 対象施設

このガイドラインの対象となる風力発電施設等は、発電規模が1基当たり1kW以上の施設とし、新設、増設又は改修をする場合を対象とする。

(2) 対象地域

このガイドラインの対象地域は、むつ市全域とする。

3. 設置等に当たっての基準

(1) 風力発電施設等の設置等を避けるべき地域及び地区

- ① むつ都市計画用途地域における工業専用地域、工業地域及び準工業地域を除く地域
- ② むつ都市計画用途地域における工業地域及び準工業地域のうち、①の地域との境界から一定の距離以内の場所
- ③ むつ都市計画特定用途制限地域における居住環境保全地区
- ④ むつ都市計画特定用途制限地域における自然環境共生地区、産業業務地区及び幹線道路沿道地区のうち、住宅等から一定の距離以内の場所及び①の地域又は③の地区との境界から一定の距離以内の場所
- ⑤ むつ都市計画区域外のうち、住宅等から一定の距離以内の場所

※ 上記の「一定の距離」は、次のとおりとする。

ア 出力が20kW未満の風力発電施設等については、300m

イ 出力が20kW以上の風力発電施設等については、500m

※ 住宅等とは、学校、幼稚園、保育所等の文教施設、病院、保健福祉施設、宿舎、店舗等を含む。

(2) 騒音

設置する風力発電施設等から最も近い住宅等において、環境省の騒音に係る環境基準の「専ら住居の用に供される地域」に係る基準値内（昼間55dB以下、夜間45dB以下）とすること。

(3) 低周波音

設置する風力発電施設等から最も近い住宅等において、環境省「低周波音問題対応

の手引書」の低周波音による物的及び心身に係る苦情に関する参照値を超えないものとする。

(4) 電波障害

設置者は、テレビ電波等に影響が発生しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(5) 自然環境

設置者は、風力発電施設等の設置等によって動植物等に与える影響を可能な限り回避するように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(6) 景観

- ① 設置者は、風力発電施設等の設置等に当たって、地域の自然及び歴史的環境と調和した良好な景観の形成に努めるよう計画すること。なお、下北ジオパークにおけるジオサイトを形成する場所に設置する場合は、予めむつ市と協議すること。
- ② 風力発電施設等の配置、デザイン及び色彩は、周囲の景観と調和が図られるものとする。
- ③ 設置者は、景観に与える影響が甚大で、良好な景観又は風致を著しく阻害する場合には、必要な措置を講ずること。
- ④ 設置者は、風力発電施設等及びその周辺に広告物を掲示する場合には、良好な景観若しくは風致を阻害し、又は公衆に対し危害を及ぼさないもので、管理上必要とされる最小限の広告物のみとする。

(7) 光害

設置者は、風力発電施設等及びその周辺に照明器具等を設置する場合には、住民及び動植物への影響を及ぼさないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

(8) 文化財

設置者は、風力発電施設等の設置等に当たって、設置等の影響から文化財を保護するよう努めること。

(9) 下北半島国定公園

設置者は、風力発電施設等の設置等に当たって、設置等の影響から下北半島国定公園の良好な景観又は風致を阻害しないように十分配慮し、必要な措置を講ずること。

4. ガイドラインによる調整手続等

(1) 事業説明会等の実施

設置者は、風力発電施設等の設置地域及び規模等を計画した段階で、むつ市及び当該風力発電施設等から一定の距離以内の地権者、町内会、関係団体等に対し、事業説明会等を実施するものとし、十分な理解を得るよう努めること。

※ 上記の「一定の距離」は、次のとおりとする。

ア 出力が20kW未満の風力発電施設等については、300m

イ 出力が20kW以上の風力発電施設等については、500m

(2) 事業説明会等の実施結果報告

設置者は、事業説明会等の実施結果について、随時むつ市に報告すること。

(3) 風力発電施設等の設置に係る届出

設置者は、このガイドラインに基づき、次の書類をむつ市に提出すること。

- ① 国の設備認定通知（写）
- ② 電力との接続契約（写）又は接続の約束が確認できる資料（写）
- ③ 事業説明に関する報告書
- ④ 事業開始から撤去までの事業実施計画書（任意）
- ⑤ 事業体制、運用開始後の連絡体制及び不測の事態が生じた場合の責任の確約書
- ⑥ 事業終了後の撤去に係る確約書

5. 設置工事及び工事完了後

設置者は、風力発電施設等の設置工事及び工事完了後についても、環境及び景観等の保全に関し、「3. 設置等に当たっての基準」の遵守に努めること。

6. 設置後の維持管理等

- (1) 設置者は、設置した風力発電施設等について、破損又は事故等を未然に防止するよう努めること。なお、破損又は事故等が発生した場合は、速やかにむつ市に報告すること。
- (2) 設置者は、設置後に騒音、電波等の障害が発生した場合には、原因を調査し、誠意を持って障害の解消に当たるとともに、その内容をむつ市に報告すること。
- (3) 設置者は、風力発電施設等による事業が終了した場合は、責任を持って当該施設等を撤去すること。

7. その他

- (1) 風力発電施設等の設置等に当たって、住民等から設置者に申し入れがあった事項については、誠意を持って対応するとともに、その内容をむつ市に報告すること。
- (2) このガイドラインの施行日において、既に青森県景観条例に基づく大規模行為届出済みの設置者については、環境及び景観等の保全の観点から「6. 設置後の維持管理等」の遵守に努めること。
- (3) このガイドラインを遵守しない設置者については、設置者名、設置場所及び違反事由を公表することとする。

附 則

このガイドラインは、平成29年6月2日から施行する。